

射水市大島社会福祉センター 利用のご案内

■ 使用時間

- ・午前9時から午後9時まで
- ・使用時間には、準備・後片付け等の時間を含みます
- ・使用時間を超えて使用するときには事前に許可を得てください

■ 休館日

- ・毎週月曜日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
上記以外に設備点検等のために臨時休館することがあります

■ 使用の手続き（申請手続き）および申請取消し又は変更

- ・使用しようとする月の3か月前の1日から使用日の5日前までに、センター使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、提出してください
- ・使用の取消しをする場合は、使用日の3日前までにセンター使用許可取消届に必要事項を記入し、提出してください。使用の変更をする場合は、前述の届と同時に、改めてセンター使用許可申請書を提出してください
- ・使用日2日前以降のキャンセルについては キャンセル料として使用料の全額をいただきます。

■ 使用の制限

- ・次の場合は、使用できないことがあります
 - ①公益を害し、公の秩序や善良な風俗を乱す恐れのあるとき
 - ②会館の施設、付属設備等を破損するおそれがあると認められるとき
 - ③管理運営上支障があると認められるとき
 - ④センターの設置趣旨に反し、不相当と認められるとき

■ 使用料の納付

- ・使用料は、使用の許可と引き換えに納付していただきます
- ・既に納められた使用料金は、特別な場合を除きお返しいたしません。

■ その他使用上の注意事項

- ・使用した施設及び設備等は必ず整理整頓し、原状回復すること
- ・決められた場所以外での火気の使用は禁止です
- ・当館は全館禁煙です
- ・使用者で設備、備品などを損傷・汚損または滅失された場合は、損害賠償していただきます
- ・その他、ご不明な点がございましたら会館職員にお尋ねください。

射水市大島社会福祉センター使用料金表

| 使用時間 部屋名 | 9時～12時 | 12時～17時 | 17時～21時 | 9時～17時 | 12時～21時 | 9時～21時 |
|---------------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 小会議室 | 620 | 720 | 930 | 1,230 | 1,440 | 1,850 |
| 中会議室 和室 1室 | 1,230 | 1,440 | 1,850 | 2,470 | 3,090 | 3,700 |
| 和室 2室 | 1,440 | 1,950 | 2,470 | 3,390 | 4,420 | 5,860 |
| 和室 3室 | 1,850 | 2,470 | 3,090 | 4,320 | 5,550 | 7,410 |
| 大ホール | 2,470 | 3,700 | 6,170 | 6,170 | 9,870 | 12,340 |

(単位：円)

備考

- 1 小会議室は、小会議室・控室、中会議室は中会議室・研修室・ボランティアルーム・料理実習室、和室2室は、和室2室・マルチフロア・サロンルームと読み替えるものとする。
- 2 使用者が、入場料若しくは観覧料その他これらに類する料金を徴収するなど、営利を目的として使用する場合は、別表の使用料金に100分の200を乗じた額とする。
- 3 使用時間の途中からの使用又は短縮による使用料の減額はしない。また、使用時間を延長した場合の使用料は、当該延長時間が2時間までのときは別表の使用料金に100分の50を乗じた額を加算し、2時間を超えるときは別表の使用料金に100分の200を乗じた額とする。
- 4 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、別表の使用料金（延長時間がある場合は、当該時間にかかる使用料を含む。）に100分の50を乗じた額を加算する。冷暖房期間は、原則、冷房については6月1日～9月30日、暖房については11月1日～4月30日とする。ただし、冷暖房の使用については天候等により考慮する。
- 5 放送器具を使用する場合の使用料は、別表の使用料金（延長時間がある場合は、当該時間にかかる使用料を含む。）に100分の20を乗じた額を加算する。
- 6 料理実習室を使用する場合の使用料は、別表の使用料金（延長時間がある場合は、当該時間にかかる使用料を含む。）に1時間あたり100円を加算する。
- 7 使用者が、電気、燃料、水道等設備を著しく使用する場合は、その実費相当額又は定額の使用料を徴収することができる。
- 8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。